令和6年 志布志市教育委員会第2回定例会 議事録

- 1 開催日時 令和6年2月19日(月) 開会 午後1時49分 閉会 午後4時42分
- 2 場 所 志布志市役所 本庁 5 階 第 2 委員会室
- 3 出 席 者 教育長 福田 裕生

 委員 松原 治美
 委員 島津 陽亮

 委員 津町千代子
 委員 益田 裕子

- 4 出席した職員 教育総務課長 岡﨑 康治 学校教育課長 上木 勝憲 生涯学習課長 江川 一正 文化財管理室長 小村 美義 教育総務課長補佐 児玉 雅史 学校教育専門員 馬場 勝博 福祉課長補佐 黒石 直也
- 5 欠席委員 なし
- 6 会順及び結果
 - (1) 開 会
 - (2) 前回議事録の承認 令和6年教育委員会第1回定例会議事録 【承認】
 - (3) 教育長の報告

報告第3号 専決の報告について (就学すべき学校の指定)

報告第4号 専決の報告について(区域外就学)

- (4) 議事
 - 議案第1号 令和5年度志布志市一般会計補正予算(第16号)に関する意見の 申出について【可決】
 - 議案第2号 志布志市虐待防止条例の制定に関する意見の申出について【可 決】
 - 議案第3号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定に関する意見の申出について 【可決】
 - 議案第4号 令和6年度志布志市一般会計予算に関する意見の申出について 【可決】
 - 議案第5号 志布志市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定に ついて【可決】

議案第6号 志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定に関する意 見の申出について【可決】

- (5) 委員から提出された動議の討論等 【なし】
- (6) 報告及び協議
 - ア いじめ・不登校について
 - イ 志の姿・ホットな話題について
 - ウ 志布志市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針(案)について
- (7) その他(連絡・報告)
- (8) 閉 会

◇ 議事の要旨

1 開 **会**(午後1時49分)

教 育 長 <あいさつ>

ただ今から令和6年教育委員会第2回定例会を開会いたします。

全員出席であります。これから本日の会議を開きます。

本日の議事とその順序は、お手元に配布してあります会順に基づき進めてまいりますので、御了承ください。なお、追加議案が1件出ております。順番が来たところで提案いたします。

2 前回議事録の承認 (午後1時49分)

教 育 長

まず、令和6年教育委員会第1回定例会議事録の承認でございますが、事務局の 方で委員の方々に回覧いただいたと思います。議事録に御異議ございませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

御異議なければ承認といたしますので、議事録の署名をお願いいたします。 <令和6年教育委員会第1回定例会の議事録承認は委員全員承認により署名>

3 会議の公開等(午後1時50分)

教 育 長

次に、会議の公開等についてお諮りいたします。

会順3教育長の報告の報告第3号、報告第4号及び会順6報告及び協議の(1)は、個人情報を扱う案件でありますので、これを非公開としたいと思います。また、公開用資料の調製については、教育長に一任をお願いします。御異議ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

異議なしと認めます。

4 教育長の報告(午後1時51分)

教 育 長

では、教育長の報告でございますが、本日の報告は2件です。

それでは、「報告第3号 専決の報告について (就学すべき学校の指定)」事務局の報告を求めます。

教育総務課長

< 資料に基づき説明:保護者の就労等による下校後の保護に欠ける留守家庭に関する理由等で変更する児童生徒の保護者から申請があり許可した案件56件を報告 >

【~本報告は非公開~】

教 育 長

次に、「報告第4号 専決の報告について (区域外就学)」事務局の報告を求めます。

教育総務課長

<資料に基づき説明:転居に関する理由で変更する児童生徒の保護者から申請があり許可した案件11件を報告>

【~本報告は非公開~】

5 議事 (午後1時58分)

教 育 長

それでは、次に議事に入ります。

「議案第1号 令和5年度志布志市一般会計補正予算(第16号)に関する意見の申出について」を議題といたします。詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

< 資料に基づき説明:令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、意見を申し出る件について説明>

生涯学習課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第1号」について採決いたします。採決の方法については、志布 志市教育委員会の行政組織等に関する規則第12条第2項で順次各委員の賛否の意見 を求めて行うように規定がなされております。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続きまして、「議案第2号 志布志市虐待防止条例の制定に関する意見の申出に ついて」を議題といたします。

詳細につきましては、福祉課課長補佐が説明いたします。

福祉課長補佐

〈資料に基づき説明:児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する基本理念を定め、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、市、市民及び関係団体の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、本市の虐待の防止等に関する施策の総合的な推進に関し基本となる事項を定める必要がある件を説明〉

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

松原委員

これは、市の姿勢や取組の方向性を示すために条例を制定して、具体的な施策は、それぞれ所管する部署等において取り組んでいくということで理解します。

島津委員

障害者という言葉がありますが、私も教育委員をしている中で知ったのですが、 障害者の「害」を平仮名で書く風潮があると思います。本市としては、漢字を使用 するということですか。

教 育 長

漢字で表記することに関しての考え方や議論の経緯があったら教えてください。

福祉課長補佐

まちづくり委員会の中で協議していただいたときに、同様の意見をいただきました。障害者の「害」の使用については、国の定義はありませんが、市としては、基

本的には平仮名を使っていくこととしています。今回、この虐待防止条例の中で漢字としたのは、法律では、「障害者」は漢字を使用しているので、法律に合わせて、漢字で表記することにいたしました。

教 育 長

ほかにありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第2号」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第2号」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続きまして、「議案第3号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定に関する意見の 申出について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

生涯学習課長

〈資料に基づき説明:歴史遺産の適切な保存及び活用を図り、市民文化の向上及び歴史的資源を活用した観光まちづくりに資するため、志布志麓庭園福山氏庭園を設置することとし、その名称及び位置、開園時間等に関する事項を定めることについて、意見を申し出る件について説明>

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

松原委員

この庭園の管理はどこがするのですか。誰か常駐するのでしょうか。

文化財管理室長

管理については、会計年度任用職員を採用して、常駐させる予定としてます。

松原委員

四半的体験は、300円で何回射ることができるのですか。

文化財管理室長

8射で300円です。8射的中したら、「的中」と書いたバッジを贈呈する予定にしております。

教 育 長

具体的には、建物のどこですることができるのですか。

文化財管理室長

37ページの平面図をお開きください。主屋建物がありますが、復元した部分を、 太い線で囲んでいます。その建物の左側の太い線で囲んでいない部分は、復元して おりませんので、ここにスペースがあります。ここで、北に向けて弓を射るように 計画しております。

教 育 長

ほかにありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第3号」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続きまして、「議案第4号 令和6年度志布志市一般会計予算に関する意見の申 出について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

< 資料に基づき説明: 令和6年度志布志市一般会計予算について、意見を申し出る件について説明>

学校教育課長

<資料に基づき説明>

生涯学習課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

松原委員

11ページの上段にあるALTの件ですが、現在、何人いますか。学校教育課として、増員したいという意向はないのですか。

学校教育課長

現在3人在籍しております。延長の申し出もありましたので、来年度も同じく3 人体制となる方向でおります。人数については、全体で協議をしましたが、3人で 対応できるのではないかということです。英語指導講師やセット加配がおりますの で、その方々と連携して対応していくこととしています。

松原委員

ふるさと納税活用事業とありますが、ふるさと納税を財源として、賄っていると 思いますが、教育関係でどれぐらいの金額を活用しているのですか。

教育総務課長

予算説明資料の事業ごとにふるさと納税活用事業の充当額の記載があるところです。これにつきましては、財務課で該当する事業かどうかの判断をして、基金の目的に合致している事業については、活用しているところですが、教育関係での活用額についてきましては、申し訳ございませんが、資料が手元にないところでございます。

益田委員

10ページの学校給食費無償化事業ですが、全額補助する対象が小学生1,649人、中学生827人とありますが、全員分なのでしょうか。

教育総務課長

令和6年度の予定者数でございます。

益田委員

4ページと8ページの就学援助事業にも給食費とありますが、こちらとの違いは

分かりますか。

教育総務課長

就学援助費の給食費の対象者につきましては、市外に住所のある方で、志布志市 内の小中学校に通学している児童生徒が対象になります。学校給食費無償化事業に ついては、市内に住所のある児童生徒が対象になります。

津町委員

21ページの上段にまちづくり会社とありますが、会社を設立されるのですか。この経営を市が行うということなのでしょうか。

文化財管理室長

まちづくり会社を設立するために、その前段階として、まちづくり協議会を作って、その構成員で、まちづくり会社を組成していくことになります。

教 育 長

19ページ下段の青少年芸術鑑賞事業について、詳しく説明してもらえませんか。また、27ページの城山総合公園プール改修事業の内容も教えてください。

生涯学習課長

青少年芸術鑑賞事業は、本年度の補正予算で、宮井紀之さんのライブをやらせていただいた経緯もございまして、次年度も全校で芸術鑑賞を行いたいと予算をお願いしましたが、各学校で1年おきに実施することになりました。城山総合公園プール改修事業は、幼児プールではなく、大プールの方です。塩素等で塗装が傷むようで、塗装がはげて浮いてくるような状況になっております。ゴーグルを付けていればいいのですが、ゴーグルを付けていない人の目の中に入ったりする危険もございますので、塗装改修の予算を計上したところです。

教 育 長

ほかにありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第4号」について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続きまして、「議案第5号 志布志市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する 規則の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

〈資料に基づき説明:事務の迅速化及び効率化を図るため、異動の届出を行う場合の学校長の経由を不要とするとともに、様式中の学校長の証明に関する部分を削る必要がある件について説明〉

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第5号」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第5号」は、原案のとおり可決することに決定しました。 続きまして、追加議案になります。「議案第6号 志布志市生涯学習推進基金条 例を廃止する条例の制定に関する意見の申出について」を議題といたします。 詳細につきましては、事務局に説明させます。

生涯学習課長

〈資料に基づき説明:だれでもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進を図り、 住民一人一人の生きがいある豊かな人生の創造に資することを目的とする志布志 市生涯学習推進基金の所期の目的の達成に伴い、同基金を廃止することについて、 意見を申し出る件について説明〉

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第6号」について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第6号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

5 委員から提出された動議の討論等(午後3時21分)

教 育 長

次に委員からの「動議の討論等」はございませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

6 報告及び協議 (午後3時21分)

(1) いじめ・不登校について

教 育 長

それでは、続きまして「いじめ・不登校について」、81ページまで事務局の説明 をお願いします。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

【~本報告は非公開~】

教 育 長

それでは82ページからの「いじめに関する実態調査報告等」をお願いしたいと思います。

<資料に基づき説明>

【~本報告は非公開~】

(2) 志の姿・ホットな話題について

教 育 長

それでは、続きまして「志の姿・ホットな話題について」事務局の説明をお願い します。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

質問等ございませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

(3) 志布志市立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針(案)について

教 育 長

それでは、続きまして「志布志市立学校におけるハラスメントの防止等に関する 指針(案)について」は、前回に引き続きの協議になります。委員の皆様の御意見、 御感想等いただいた後に、学校に発出することになります。

御意見等ございませんか。

松原委員

細かく書いてあるので、しっかり読んでいただくと、対応の基準として活用できると感じました。

益田委員

「第7 苦情相談への対応」というところに、詳しく書いてあるのですけれども、

全ての学校がこの相談体制のフローチャートを作成すると、明確になりますので、 更に相談がしやすくなるのではないかなと思います。

教 育 長

ほかにありませんか。

島津委員

研修等についても書いてありますが、年何回するとか、計画を立てて、実施して いかないといけないと思います。相談体制を校務分掌の中に記載することも必要だ と思います。

教 育 長

各学校では、フローチャート化してより分かりやすいものを作成すること。それから、学期に1回は研修等で確認をすること。また、校務分掌の中に相談体制を記載することを、教育委員会から指導していきたいと思います。

それでは、この案のとおり承認するということで、よろしいでしょうか。

教育委員

異議なしの声あり。

7 その他(連絡・報告)(午後4時26分)

教 育 長

それでは次の「その他」の連絡・報告に入ります。

行事報告・行事予定ですが、まず行事報告について委員の方々から何かお聴きになりたいことや報告しておきたいことはございませんか。

なければ、行事予定について何かお聴きになりたいことはございませんか。

121ページには、分室からの報告があります。

ないようですので、それ以外の報告をお願いします。

文化財管理室

<2月14日(水)から18日(日)まで開催された文化財庭園フォーラムについて報告>

教育総務課長

< 2月15日(木)に開催された学校給食センター運営審議会について報告>

教 育 長

委員の皆様から、ほかに何かございませんか。

それでは、来月の定例教育委員会の日程は、3月19日火曜日午前9時30分から、会場は、5階の会議室です。よろしくお願いします。また、臨時教育委員会を3月10日日曜日午前9時30分から開催しますので、出席をお願いいたします。

以上で本日の会議を終了します。これにて散会します。御協力ありがとうござい

ました。

8 閉 会(午後4時42分)